

一般社団法人日本パラ陸上競技連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	・当連盟はワーキンググループを設置し、2020年9月～2021年2月に将来のビジョンとミッションを検討・作成の上、2021年3月に理事会にて中長期基本計画 2021年～2025年を審議・決議して、HPにて公表した。 中長期ビジョンとしては、「障がい、性別、年齢の違いを超えて全ての人に陸上競技の機会を提供すること」「陸上競技を通して世界とつながり生きよい社会を実現すること」を定めている。事業戦略としては、競技者、また障害当事者やその家族、支援者、ファン、スポンサーなどのステークホルダーに対しパラ陸上競技を「楽しむ」機会提供をすること、コンプライアンスを遵守すること、ガバナンスの向上に努めることを定め、「競技普及事業」「選手強化事業」「競技運営事業」「組織体制強化事業」の4つを軸に事業計画の概要を策定している。 ・2026年～2030年の中長期計画は現在ワーキンググループで素案を作製中である。現在検討している2030年までのKPIとして、①登録会員数をパラ競技団体初の1000名以上にする、②協賛金を8500万円以上にする（20％増）、③パラリンピックメダル数を2028年に13個（ランキング10位以内）、2032年に16個（ランキング5-6位相当）に増加させる、④女性・外部理事割合をそれぞれ40％、25％以上に維持する、を設定している。	中長期基本計画(2021～2025) 中長期計画承認の議事録(2021年3月理事会、6月社員総会)
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	・当連盟の組織及び事業規模に鑑み、その組織運営や業務遂行に必要な助成金を受けて、最低必要の範囲内で運営している。当連盟は非営利団体で人材は9割がボランティアで活動を行うこととしている。 ・中長期基本計画においては、他の競技団体との連携、統合も視野に入れ、活動及び人員の見直しを図ること、組織基盤強化戦略として、次世代を担う人材の育成、ガバナンスコードに従った役員配置などの新陳代謝、日本陸連、他のパラ陸上競技団体との連携による人材交流、地域ブロック等とのネットワーク連携、財務健全化などを定めている。	中長期基本計画 (2021 ～2025) 定款 会計規定 事務局規程 令和7年度事業計画書(まとめ) 令和7年度収支予算書 令和6年度監査報告書

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	当連盟の自己財源は、助成金、協賛金、寄付金、会費等である。しかし、今後は協賛企業も厳しい状況が予想される。そこで中長期基本計画において、財務の健全性確保に関する計画として、次の点を定めている。 ・各種助成の確保 コンプライアンスの遵守やガバナンスの向上と共に、責任のある事業展開を行うことで、公費をはじめとした助成金の確保に努める。 ・スポンサー獲得等様々な事業の展開によりパラ陸上競技の価値を高め、スポンサーメリットを向上することで、新たなスポンサー獲得に努める。 ・経費の削減、事業費・管理費等の見直しを行い、重点化や他競技団体との連携による効率化を行うことで、より一層の経費の削減に努める。 ・計画策定にあたり、全社員とアスリート委員にアンケート調査を実施し、計画に対する意見を募り反映した。 ・財務計画を現在作成中で、2026年3月に公表予定。	中長期基本計画(2021～2025) 定款 会計規程 事務局規程 令和7年度事業計画所(まとめ) 令和7年度収支予算書 令和6年度監査報告書
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・2024年6月の役員改選にて、男性理事8名・女性理事5名合計13名の理事を選出し、社員総会でこれを決定した。2025年6月現在男性理事6名・女性理事5名合計11名の理事のうち、女性理事の割合は45.5%となっている。外部理事は11名の内4名で36.3%となっている。理事改選においては、理事の役割を明確にし、①ガバナンスコード遵守②外部有識者の登用③アスリートによる組織運営への基盤づくりを視野に入れた役員改選を行った。(2024年12月末付で男性理事2名退任・1名は自己都合、1名は事務局長就任に伴い退任) 本割合について、2025年10月の理事会で改めて確認し、今後も維持を続けることを承認した。	役員名簿(2025年6月) 履歴事項全部証明書 理事会議事録(2025年10月)
5	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・一般社団法人のため、評議委員会を設置していない。	
6	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	・2019年4月よりアスリート委員会を設置し、本連盟理事をその委員長とすることでアスリート委員会の意見が理事会をはじめとした組織運営に反映させている。また、当該アスリート委員会の活動としては、2020年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりメールおよびon-lineを使用した会議を催した上で、選手選考基準などについて提言を行った。2024年日本パラ選手権では、アスリート委員会からの提案で、選手意見箱を設置し、意見を集約した。	アスリート委員会規程 アスリート委員会名簿 第1回～第3回アスリート委員会議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	現状11名の理事（女性理事約4割）により理事会を構成し、7つの委員会にはそれぞれ理事が委員会に在籍している。または委員長が理事会へオブザーバー参加することにより理事会の実効性を確保している。	役員名簿 履歴事項全部証明書(2025年6月)
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	2024年度4月、理事就任時の年齢制限を70歳と定めた。（役員選考規程第2条4項）	役員選考規程
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	2025年10月、理事の再任条項を「過去に前項に掲げる最長期間(5期)に達したことがある者については、その後4年間を経過していること。」と定めた。（役員選考規程第2条6項）	役員選考規程
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1) 2024年1月に役員選考委員会を開催し、役員候補者を決定した。 (2) 役員選考委員会委員5名のうち、4名はパラスポーツに関連する有識者である大学教員（医学、社会学、スポーツ科学など）を配置した。 (3) 役員選考委員会委員5名のうち、4名は本連盟の外部より構成した。	役員選考規程 役員選考委員会委員名簿 役員選考委員会議事録
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	倫理規程は、「遵守事項」として法令遵守及び、社会的責任、社会的信用の維持について2023年10月に制定した。また、事務局職員に適用される就業規則について定めている。	就業規則 倫理規程
12	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・定款をはじめ、組織運営に必要な一般的な規程を整備している。利益相反管理規程、利益相反ポリシーは2023年10月に制定した。	定款、就業規則、規律規程、 倫理規程、利益相反管理規程、 利益相反ポリシー、登録規程、 会計規程、事務局規程、 コンプライアンス委員会規程、 各委員会規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
13	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	・ 2018 年 10 月より暴力行為等相談窓口の設置に関する規程を作成し、セクシャルハラスメント・暴力行為相談窓口を HP 上に設置している。また相談受理後の対応フローについてもHP上で公開している。 ・ 文書取り扱い規程、個人情報保護方針並びに規程を制定している。	暴力行為等相談窓口の設置に関する規程、 相談窓口フロ-チャ-ト、 個人情報保護規程
14	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	・ 役員については定款第 33 条において原則無報酬と定めている。なお、職員の報酬については就業規則で定めている。	定款 就業規則
15	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	・ 定款第 7 章において、当連盟の財産及び会計について定めているほか、法人の財産に関する各種規程を整備している。	定款 会計規程
16	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・ 定款第 7章において、当連盟の財産及び会計について定めているほか、法人の財産に関する各種規程を整備している。 ・ スポンサーシップの形態により商標、肖像の使用について定めている。	定款
17	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	・ 選手等選考規程を定め、それに従い各大会の選考基準を作成している。 ・ 各国際大会代表選手選考については、大会ごとに選考基準、また異議申立て書を作成している。また、外部有識者を含む選考委員会を設置し公平性を行っている。 ・ 代表選手の選考基準は事前に公表し、基準に基づいて選考委員会等で選考を行っている。 ・ 選手の権利保護について、選手の権利保護規程を定めている。	選手等選考規程 パリ2024パラリンピック競技大会の日本代表推薦選手の選考について 選手の権利保護規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
18	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に 関する規程を整備すること	・ 本連盟独自の審判員はいない。 ・ ・ 競技役員は(公財)日本陸上競技連盟公認審判員有資格者により厳正かつ適正に競技運営を行っている。また、国際公認競技会はInternational Technical OfficerもしくはNational Technical Officerが技術代表（TD） もしくは審判長として派遣される。ただし、両資格ともにIFであるWorld Para Athleticsの資格であるため、本連盟が選考・指名を決定するものではない。	
19	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への 相談ルートを確保するなど、専門家に 日常的に相談や問い合わせをできる体制 を確保すること	・ 2020年度から、理事に弁護士を採用し、顧問弁護士と併せて日常的に弁護士に相談や問い合わせをできる体制を整えている。また、監事として税理士を採用することで、税理士にも日常的に相談や問い合わせをできる体制を整えている。	顧問契約書(弁護士) 会計事務所覚書(会計士) 会計事務所業務委託契約書(会計士)
20	〔原則4〕 コンプライ アンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し 運営すること	(1) 2022年6月に理事会承認を経てコンプライアンス委員会を常設委員会とし、担当理事を委員長として定めた。ただし、委員の決定が長引いたことから、コンプライアンス委員会が開かれず、2025年4月に新たに委員長を選定し、委員を選定した。2025年度からは委員会を開催しており、今後も年1回以上の開催を予定している。 (2) コンプライアンス委員会委員の構成員として、弁護士、大学教員、健常の陸上競技団体役員を配置し、それぞれの専門性に合わせた役割の分担を行っている。 (3) 委員3名は女性である。今後男性委員を配置予定である。	コンプライアンス規程 コンプライアンス委員名簿 コンプライアンス委員会議事録
21	〔原則4〕 コンプライ アンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員 に弁護士、公認会計士、学識経験者等の 有識者を配置すること	・ コンプライアンス委員会委員は大学教員、弁護士、健常の陸上競技団体のコンプライアンス担当で構成されている。	コンプライアンス規程 コンプライアンス委員名簿
22	〔原則5〕 コンプライ アンス強化のための教育 を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス 教育を実施すること	・ JPC インテグリティ研修のオンライン受講を積極的に促したり、インテグリティに関連する資料を共有することで意識の向上に努めている。今後も年 1 回程度継続的に導入する。 ・ 役員を対象に弁護士を講師としたコンプライアンス研修を2025年2月に実施した。	コンプライアンス規程 JPCインテグリティ研修スタッフ向け案内 R6年度JPCインテグリティ研修実施要項 R7年度JOC・JPC合同インテグリティ研修会の実施について_JPC用

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
23	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・強化指定選手、強化委員会スタッフに対しては、JPCインテグリティ研修のオンライン受講と課題提出を義務付け、コンプライアンス教育を実施。	コンプライアンス規程 JPC インテグリティ研修 選手スタッフ向け案内メール
24	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・本連盟独自の審判員はいない ・パラ陸連の独自の資格として、NTO 講習会と資格試験を実施。競技会においては開催地陸協やNTOが審判を務めるため、開催地において事前講習会を開催、ほか競技会時においても都度、情報の共有と確認を図るように努めている。また、on-lineでの競技規則や障がいの特性についての研修会とJPAコンプライアンス研修会への参加を義務付けている。	コンプライアンス研究資料
25	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	・法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。理事会において団体運営に関する検証を定期的に行い、その都度専門家に対して相談を行っている。	顧問契約書(顧問弁護士) 会計事務所覚書(会計士) 会計事務所委託契約書(会計士) 連盟組織図
26	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1) 会計規程を定め、公正な会計原則を遵守している。会計報告書等を作成し、税理士事務所のチェックを行っている。 (2) 当連盟の活動目的を理解しており十分な専門性を有している者を監事（会計幹事、事業監事）として選任している。 (3) 各事業年度で決算報告書を作成している。作成にあたり、会計事務所と業務契約している。 (4) 監事による会計監査を行い、監査報告書を作成している。	会計規程 監事名簿 監事辞任届 監事就任届 R6年度監査報告書
27	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・国費による補助金等の利用に関しては、法令やガイドラインを遵守している。	会計規程 旅費規程 物品管理規程 補助金等決定通知書

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	・財務情報等については、法令に基づき本連盟 HP により決算報告書の開示を行っている。 決算報告書（R6年度） https://para-ath.org/pdf/aboutus/kessan_houkokusho_11th.pdf	令和6年度決算 令和7年度予算報告書
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	・強化指定選手選考基準や国際大会派遣基準を策定し、ホームページで公表している。 2025 年度 強化指定選手および強化育成指定選手の申請について https://para-ath.org/committee/committee1/20240211-001-580 【知的】 https://para-ath.org/important-notice/20240213-001-583 ・パリ2024パラリンピック大会日本代表候補選手選考基準 https://para-ath.org/events/03-1/20230909-001-543 https://para-ath.org/events/03-1/20240123-001-575 ・ニューデリー2025世界パラ陸上競技選手権大会選手選考基準 https://para-ath.org/events/02-1/20250605-001-695	2025年度強化および育成指定基準 パリ 2024パラリンピック競技大会の日本代表候補選手の選考について ニューデリー 2025 世界パラ陸上競技選手権大会 日本代表選手の選考について
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	・ガバナンスコードの遵守状況については、本連盟 HP により 2024年10月にホームページで公表した。 https://para-ath.org/pdf/aboutus/20241028-001.pdf	自己説明HP開示用2024
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	・関連当事者と当連盟との間に利益相反を生じる可能性がある場合についての利益相反管理規程を2023年10月に策定した。	定款 利益相反管理規程
32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	・2023年10月、利益相反ポリシーを作成し、弁護士を交えて、利益相反にする審議機関の設定及び現実生じ得る具体的な例を想定した基準を策定した。	利益相反ポリシー
33	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1) 2018年10月に暴力等相談窓口の設置規程を策定し、本連盟ウェブサイトのトップページに通報窓口を設置している。 (2) 同規程第7条において相談に関与する者の守秘義務及び情報管理について定めている。 (3) 同上 (4) 同規程第7条第4項において相談窓口を利用したことを理由として相談者に対して不利益な取扱いを行わないことも定めている。 (5) JPCおよび当連盟実施のインテグリティ研修で、NF役職員に対して、通報が正当な行為であることの意識づけを行っている。	暴力等相談窓口の設置に関する規程 相談窓口運用フローチャート インテグリティ研修資料

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	・相談窓口に通報があった際には弁護士、大学教員が配置されているコンプライアンス委員会が対応する。コンプライアンス委員会による審議ののち、即時に顧問弁護士・会計士等に相談できる体制を整備している。 ・通報事案はこれまで無し	暴力等相談窓口の設置に関する規程 暴力・相談窓口運用フローチャート
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	(1) 規律規程を定めている。手続きについては第3章で定めている。 (2) 規律規程を連盟ウェブサイト上に公開予定である。 (3) 規律規程第13条及び第16条において、処分決定前に処分対象者に弁明の機会を与えること及びその手続きを定めている。 (4) 規律規程第18条において、処分対象となった事実、処分の内容、処分の理由、不服申立の可否及び不服申立期間を書面にて通知することを定めている。	規律規程
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	・規律規程第1節第8項において、処分審査を行う規律委員会には当該事案に利害関係を有する者は、規律委員になることができないよう規定し、中立性を確保している。また、事案に応じ、弁護士が規律委員会に加わることであり専門性も担保されている。	規律規程
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	・スポーツ仲裁規程第1条において、①障がい者陸上競技に関する決定（競技中になされる審判の判定を除く。）及び、②規律規程に基づく処分決定について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が定めるスポーツ仲裁規則によるスポーツ仲裁にて解決することを定めている。上記の申立期間につき、スポーツ仲裁規則における申立期間に制限を加えていない。	スポーツ仲裁規程
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	・規律規程第16条第1項において、処分対象者に対し、処分決定に対してスポーツ仲裁を申し立てることができることを書面で通知することを定めている。	規律規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1) 有事発生の際の緊急連絡網を定めている。(危機管理マニュアル第3) (2) 危機管理マニュアルを策定している。 (3) 初動アクションや公表基準、情報公開基準、内部及び外部向けアクションを定めたアクションリストを定めている。(危機管理マニュアル第4) (4) 外部調査委員会設置の場合の一連の流れを定めている (危機管理マニュアル第4)	危機管理マニュアル
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	・本連盟では、過去4年間において、本審査項目の対象となる不祥事は発生していない。	
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	・本連盟では、過去4年間において、本審査項目の対象となる不祥事は発生していない。	
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	・全国を7つの地域に分けて、各地域に地域パラ陸上競技協会が存在するが、当連盟とは権限関係がなく、本項目は該当なし。ただし、今後は日本陸上競技連盟とも相談しながら、選手等登録など含めた各協会との関係の基盤整備を進めることを検討している。	
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	・本連盟と各地域パラ陸上競技協会は組織上の権限関係はない。ただし、各地域協会が会員登録を受け付け、会費を徴収し、その一部を本連盟に供している。なおその費用はIFへの登録費用などの経費で相殺されている。一方、各地域ブロックの協会より2名を本連盟の社員に輩出し、本連盟の社員総会を構成している。また、本連盟より各地域協会が主催・共催する競技会開催費用の援助を行っている。併せて、インテグリティ研修などの研修やセミナー、競技規則の発行などを提供するなど、両組織間での連携を行っている。	